平成３０年第２回府中町議会定例会

会　議　録（第２号）

１．開　会　年　月　日　　平成３０年６月２２日（金）

２．招　集　の　場　所　　府中町議会議事堂

３．開　議　年　月　日　　平成３０年６月２５日（月）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

４．出席議員（１７名）

議長	中村武弘君	副議長	山口晃司君
１番	岩竹博明君	２番	木田圭司君
３番	橋井　肇君	４番	梶川三樹夫君
５番	繁政秀子君	７番	二見伸吾君
８番	上原　貢君	９番	益田芳子君
１０番	児玉利典君	１１番	林　拡君
１２番	西　友幸君	１３君	中村　勤君
１４番	西山　優君	１７番	小菅巻子君
１８番	力山　彰君		

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

５．欠席議員（０名）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

６．付議事件

１　会議録署名議員の指名

２　一般質問

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

７．説明のため会議に出席した者

町長	佐藤信治君
副町長	岡野浩子君
教育長	高杉良知君
企画財政部長	戸田秀生君
総務部長	坂本雅司君

福祉保健部長	山西仁子君
生活環境部長	金光一隆君
建設部長	井上貴文君
向洋駅周辺区画整理事務所長	脇本哲也君
消防長	寺尾光司君
教育部長	奥田米穂君
総務部次長	大塚圭子君
生活環境部次長	屋敷　学君
建設部次長兼監理課長	池口豊記君
消防本部次長	寺西宏政君
福祉課長	倉﨑誠一郎君
町民生活課長	岩﨑雅男君
都市整備課長	磯亀　智君
予防課長	新宅和彦君
総務課長（教委）	谷口充寿君
学校教育課長	土井賢二君
学校教育課主幹	畑尻佳括君
社会教育課長	山下賢二君

～～～

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、８番上原議員、９番益田議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第２、一般質問を議題に供します。

一般質問は、慣例に従って、総務文教から順を追って、通告順に行います。

総務文教関係、第１項、通学路の安全対策について、１番岩竹議員の質問を行います。

１番岩竹議員。

○１番（岩竹博明君）　皆さん、おはようございます。トップバッターで質問をさせていただきます。

通学路の安全対策についてということで、質問趣旨でございますが、先月新潟市で小学２年生の女子児童が下校中に殺害され、遺体が線路上に遺棄されるという痛ましい事件がありました。このほかにも全国各地で登下校中の児童・生徒が事件や事故に巻き込まれるケースが多数発生しており、こうした事件が後を絶たないのが残念です。

府中町においては、幸いにも大きく報道されるような子どもの誘拐事件や連れ去り事件は起きていませんが、これまでどのような通学路の安全対策を行ってきたのか、また不断の見直しも必要かと思いますし、通学路においても思わぬところに死角や危険箇所があると思いますので、具体的にどのような点検や確認を行っているのかをお伺いしたいと思います。

また、ＰＴＡ連絡協議会から各学校の通学路の安全対策整備要望が毎年提出されているとのことですが、具体的にどのような要望があったのかを事例を挙げて紹介してください。

以上、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　答弁。

教育部長。

○教育部長（奥田米穂君）　おはようございます。教育部長です。１番岩竹議員、通学

路の安全対策について答弁いたします。

通学路の安全対策として、児童・生徒の登下校時の安全・安心を確保するため、地域の見守り隊や交通安全推進隊、あるいはＰＴＡなど、多くの保護者や地域の方々に献身的に御協力いただいておりますことを厚く御礼申し上げたいというふうに思います。

通学路の危険箇所につきましては、それぞれの通学路ごとに多様な視点で点検や確認を継続的に実施していくことが重要でございまして、毎年各学校のＰＴＡの役員を中心に通学路の安全点検や修繕が必要な箇所をまとめて要望をいただき、警察や建設部、あるいは生活環境部の関係部署に伝えるとともに、可能なものについては速やかに対応を行ってきたところでございます。

具体的には、通学路における道路標示の修繕、あるいは歩行者用通行帯や歩道の新設、それから横断歩道の修繕や設置、それから安全確保のためのポールや柵の設置といった要望がありまして、できる限りの対応を行ってきたところでございます。

また、学校におきましては、児童・生徒がみずからが危険を予測し、自分で考えて危険を回避することができるようにする安全教育が必要です。具体的な登下校の場面において必要な行動を考える学習を行うことが重要で、日常的な登下校指導や防犯ブザーの携帯に加え、地域の防犯、防災、交通安全に係る通学路安全マップを児童・生徒みずからが作成し、周囲の環境における危険箇所の確認や危険予測を行わせて、具体的な行動を具体的な場面でみずからが考える上での機会としておるところでございます。

通学路の安全を確保するためには、学校の教職員だけでは限界があります。地域の力、それから保護者による家庭での教育も含め、社会総ぐるみで子どもを見守っていく観点が必要でございまして、そのことが地域の犯罪防止、あるいは防犯にもつながっていくのではないかというふうに考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（中村武弘君）　２回目の質問はございますか。

１番岩竹議員。

○１番（岩竹博明君）　答弁ありがとうございます。また、子どもの見守り隊や交通安全推進隊、ＰＴＡなど、地域の皆様のボランティアとしての社会貢献には、心から敬意を表したいと思います。

今回の一般質問を提出した後に、痛ましい事故がまた起きてしまいました。大阪北部地震で小学校のブロック塀が倒れ、女子児童が死亡。子どもの安全を守るべき教育委員会が、建築基準法違反のブロック塀を放置していたことが大きな要因です。予算がないとして多くの点検がそのままで対応しないでいると、大きな事故につながります。

今回、この事故後、県、市町の自治体、教育委員会等が危険箇所がないかの点検に動かれました。府中町の教育委員会、建設部等々もいち早く各小学校の周辺はもちろん、学校周辺５００メーターの周辺の点検を実施されたそうです。その実施した内容をお教えいただきたい。

また、ＰＴＡからの要望として、道路標示の修繕、道路に関する修繕や歩道の新設が多く出されているようですが、私が提案したいのは、車道、歩道の分別がない道路に、カラー舗装で歩道通行帯を表示する。

例えば、グリーンベルトとかいう緑色とか水色で歩道をカラー舗装するというようなことをして、やっていただきたい。警察との連携が必要だとは思いますが、府中町として推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村武弘君）　答弁。

建設部次長。

○建設部次長兼監理課長（池口豊記君）　１番岩竹議員の御質問について御回答いたします。

当町でも今回の案件を受けまして、早速町内のブロック塀の調査を行いました。

実施期間ですが、平成３０年６月１８日から２１日の４日間を当てております。午前午後２時間ずつ、計約４時間、１日の調査となっておりました。

調査人数ですが、建設部職員２名で５チームを編制いたしまして、延べ約４０名で行っております。

調査対象ですが、小学校の５校区の半径５００メーター以内の道路にあるブロック塀で、６段以上、高さにいたしまして約１．２メーター以上のものを中心としております。

調査方法ですが、車と徒歩によりブロック塀を目視で調査を行い、当該箇所を図面に落とすという作業を行いました。

今回の調査での感想と申しますと、まず当該箇所のほとんどが個人の財産、個人宅

でございます。目視による危険度の判定は非常に困難でしたが、明らかに見た目で危険であると思われる箇所もございました。今後、この調査をどのように生かし、そして対応していくかが課題でございます。

新聞報道にもございましたように、広島県でも対応、調査方法等を検討されておられます。県、近隣市町と情報等を共有しつつ、対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中村武弘君）　教育部長。

○教育部長（奥田米穂君）　教育委員会の対応について御説明いたします。

地震が起きた翌日、まず学校施設内に高さ２．２メートル以上のブロック塀があるかどうかということを確認をいたしまして、それは全校でなかったということを確認したところなんですが、文部科学省あるいは広島県教育委員会のほうからの通知を受けまして、２．２メートルじゃなくて１．２メートル以上のブロック塀についても安全点検を建築課の職員、先ほど説明しました建築課の職員とともに確認を行いまして、壁の厚さですとか、新聞報道でもありましたような控え壁の有無などについて、建築課職員と一緒になって安全点検を実施いたしました。

それで、先週、町長報告のほうにもありましたように、今回の緊急点検によりまして建築基準法違反ではありませんが、建築基準法改正前に設置された既存不適格のブロック塀が、いわゆる控え壁のないものが数カ所学校施設においては確認できたということで、現在その対応をどうするかということについては検討してるというところでございます。新聞でも報道があったところでございます。

文部科学省の通知におきましても、建築基準法に定める判定基準に基づき、耐震対策の状況、あるいは劣化、損傷の状況に係る安全点検を行うとともに、判定基準にかかるブロック塀については、速やかに注意喚起を行うとともに、必要な安全対策を実施するよう要請があったというところでございます。

このように学校周辺の通学路、あるいは塀の点検につきましては、町の職員による目視点検に加えまして、教職員による主要道路の点検、あるいは保護者からの情報提供の呼びかけなども行いまして、多くの目で危険箇所の早期発見、あるいは周知を行って、多様な視点で児童・生徒の安全確保を図っていきたいというふうに思っております。

それから、今回地震、先ほどＰＴＡのほうから毎年提案されるという話をさせてい

ただきましたけども、今回の地震被害でも明らかとなったブロック塀の危険性も新たな視点に加えながら、学校教育委員会、関係機関と一緒になって安全点検を行って、子どもの命を守る取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

それから、岩竹議員が先ほどおっしゃいましたカラー舗装の件でございますが、文部科学省が安全な通学路の条件の一つに、できるだけ歩道、それから車道の区分があることということが示されております。カラー舗装とすることも有効な手段の一つというふうに考えております。

近年、カラー舗装の要望、先ほど言いましたＰＴＡからのカラー舗装をしてくださいという要望はないんですが、歩道、車道が明確に区分されるカラー舗装が歩行者にとっても、あるいは車の運転者にとっても安全であること、これを確認しながら、必要な箇所には設置できるよう要望を取りまとめて、警察あるいは関係部署とも連携を図りながら取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村武弘君）　３回目の質問ございますか。

１番岩竹議員。

○１番（岩竹博明君）　学校内敷地、公共の土地なら自治体が早急に対応する、民地であれば、その改善費用の一部を助成金として出すとかの施策をとっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それと、引き続き警察や関係機関とも十分に連携を取っていただいて、多くの多様な立場の大人の目で子どもたちを見守り、通学路の安全確保を図り、悲惨な事件が起こらない社会をつくっていく必要があろうかと思いますので、よろしくお願いします。

学校において、児童・生徒みずからが危険を予測し、その対応、対策に生かす通学路安全マップをみずから作成しているとのことなんですが、現場に合った対処を考える上で貴重な体験であり、大変いいことだと思いますので、継続して行っていただきたいと思います。

また、昨年度、町内１２カ所に街灯、防犯カメラを設置し、犯罪の抑止効果や不審者を近づけさせないという効果も期待できるのではないかと思うので、このカメラを多くの通学路に設置拡大していただきたいことを要望して質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　要望でよろしいですか。

○１番（岩竹博明君）　防犯カメラについての今後の対応、それだけ答えていただければと。

○議長（中村武弘君）　答弁。

教育部長。

○教育部長（奥田米穂君）　防犯カメラにつきましては、生活環境部のほうの所管になるんでございますが、先ほど言いましたＰＴＡの要望等の取りまとめの段階でそういった声があれば、当然抑止効果というのも期待できるわけですし、設置拡大についての要望があれば取りまとめを行って、生活環境部とも連携を図りながら今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村武弘君）　以上で、第１項、通学路の安全対策について、１番岩竹議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第２項、学校における「がん教育」について、３番橋井議員の質問を行います。

３番橋井議員。

○３番（橋井　肇君）　皆様、おはようございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、学校おける「がん教育」について質問をさせていただきます。

文部科学省は２０１７年度から、がんに対する正確な理解を深め、命の大切さを学ぶ「がん教育」の全国展開を目指した取り組みを本格化させています。有識者会議などで検討を開始し、２０１４年度からモデル校での授業の実施のほか、教材の作成、外部講師活用のためのガイドライン策定などを進めています。２０１７年３月中学校と２０１８年３月高校に改訂された次期学習指導要領では、「がんを扱う」と明記され、がん教育が動き出しております。

がんは、日本人の２人に１人がかかる国民病であり、死因の第１位です。しかも、ここ３０年以上、がんの死亡者数はふえ続けています。国民のがんに対する理解が根本的に不足をしております。今やがんは６割が治る時代です。治療が難しい病気から、長くつき合う病気へと変化をしています。

子どもたちにその原因や予防、検診、治療法などの正しい知識を伝えるだけでなく、命について考えることができるのががん教育です。がん教育を通して、自分の命を大切にすることを学んだ子どもたちが、家族の方に「検診を受けてほしい」と伝え、が

ん検診の受診向上につながったケースもあります。

小・中学校でのがん教育について伺います。現在どのように取り組まれておりますか、今後の取り組みについては、どのようにお考でしょうか。よろしくお願いをいたします。

○議長（中村武弘君）　答弁。

教育部長。

○教育部長（奥田米穂君）　３番橋井議員、学校における「がん教育」について答弁いたします。

昨年３月に改定されました中学校保健体育の学習指導要領では、教科の目標の一つに健康な生活と疾病の予防がありまして、その中で生活習慣病の多くは適切な運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践することによって予防できることを示し、生活習慣病などの予防でがんを取り扱うことが新たに示されたところでございます。

具体的指導の例といたしまして、生活習慣病及びがんの予防や喫煙、飲酒、薬物乱用と健康について、習得した知識を自他の生活、自分と他人ですね、自他の生活と比較したり活用したりして、疾病にかかるリスクを軽減し、健康を保持増進をする方法を選択することが具体的に示されてるところでございます。

府中町の中学校におきましては、３年生の保健の授業の中で喫煙、飲酒と生活習慣病との関連を取り上げていましたが、具体的にがんについての正しい知識やその予防法については、これまで授業では取り扱っていないところでございます。

また、小学校高学年においても、学習指導要領に基づいて喫煙や飲酒とその健康被害等を学ぶこととしておりますが、具体的にがんについては学んでおりません。

ただ、町内の小学校の中には、教育課程に命の教育を位置づけ、子どもたちに生きていることの意味や価値を見出させ、自分を大切に思う心を育むと同時に、多くの人に支えられ、つながり合って生きていることを実感させる取り組みをさまざまな教育実践の中で行っているところでございます。

児童・生徒ががんについての正しい理解を深め、健康と命の大切さについて主体的に考える力を身につけることは重要でありまして、中学校の学習指導要領においてもがんについて取り扱うことが新たに明記されたことも受けまして、あるいは文部科学省が示しておりますがん教育推進のための教材というものを平成２８年につくってお

るんですが、そういった資料なども参考にしながら、各学校において正しいがん教育が取り扱われるよう、指導を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

今後は、児童・生徒一人一人ががん教育で学んだ知識を活用し、みずから生活習慣上の課題や問題点を認識し、解決していく力を身につけるなど、がん教育の推進に取り組んでいきたいというふうに考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（中村武弘君）　２回目の質問ございますか。

３番橋井議員。

○３番（橋井　肇君）　前向きな御答弁大変ありがとうございました。どうぞよろしくお願いをいたします。

この国民病でありますこのがん教育の意義ということで、東京女子医科大学の林がんセンター長という方が語っておられるんですが、この国民病であるこのがんの原因や予防、検診、治療法などの正しい知識を伝えるだけでなく、命についても考えさせることができるのがこのがん教育だと。がん教育を通して自分の命を大切にすることを学んだ子どもたちは、他人の命を思いやり、いずれは国の将来をも考えられる人材になるであろう。

ただ、がん教育といっても、保健体育の一環として生活習慣の改善に焦点を当てる学校もあれば、道徳教育として命や心の問題に重きを置く学校もある。一定の基準は必要だが、地域や学校の実情に応じた柔軟な姿勢が大切だと。

また、がん専門医を外部講師とした授業も一部で行われている。学校の教員だけの授業と比べて、がん専門医を外部講師として活用すれば、医療現場ので経験に基づいた話ができ、子どもたちが実感しやすくなる。教育効果は大きい。

例えば、私が外部講師として授業を行っている小学校では、「がんって何」という話から始め、早期発見、早期治療の重要性や、受動喫煙を含めた生活習慣のリスクと同時に、患者さんの体や心のつらさについても一緒に考えるようにしている。授業を受けた子どもたちからは、「死ぬ、怖いや治らないというだけだったがんのイメージが変わった」「がんを身近な病気として捉えられるようになった」という声が寄せられている。

今、がん教育に取り組む学校はふえつつあるが、個々のがん専門医や学校、教員の

熱意や努力に頼っている部分が多く、それだけに一部の学校や地域に限られてしまっている。教員向けの研修会の開催や外部講師の派遣など、きめ細やかな支援が欠かせない。

ある自治体では、がん専門医と医師会、学校、行政関係者らによるがん教育推進協議会を設け、連携をしている。このような協議会の設置により、外部講師と学校側を円滑に結びつける工夫も要るというふうに言われております。

府中町においても、ぜひ今後とも熱意をもって早急に取り組んでいただければということを要望をいたしまして、私の質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　教育部長。

○教育部長（奥田米穂君）　ありがとうございました。要望はしっかり受けとめさせていただきたいというふうに思っております。

先ほど私のほうが文部科学省のがん教育推進のための教材というのを紹介させていただきましたけども、その一部を少し紹介させていただきたいというふうに思います。

がん教育推進のための教材の中には、少し繰り返しになりますけども、がんの予防として望ましい生活習慣というのが示されております。たばこを吸わない。過度の飲食をしない。バランスのよい食事をとる。それから、積極的に身体活動をする。運動をするということですね。それから、適正体重を維持するという５つの健康習慣を実践することで、がんになる危険性が低くなるということがその資料の中には示されております。

また、がんの早期発見とがん検診の推進が死亡率を減少させる効果があるということもその資料の中には示されておりまして、多くの人々に積極的にがん検診を受けることが望ましいということもあわせて示されてるところでございます。

先ほど橋井議員から紹介ありましたように、現在日本人の２人に１人はがんになり、３人に１人はがんで亡くなっていると。死亡原因の１位ががんということでございますが、がんは治らない病気でもなく、怖い病気でもないと。がんは早期に発見して適切な治療を行えば、健康な生活に戻ることができ、がんにかかってもがんと向き合い、いきいきと日常生活を続け、治療を受けながら仕事をしてる人もたくさんいるということが資料の中でも示されております。

このがん教育を推進し、児童・生徒についてはがんについての正しい知識を学び、自分や他人の健康、あるいは命の大切さについて考えるいい機会にしていきたいとい

うふうに考えております。

以上です。

○議長（中村武弘君）　３回目ありますか。要望でよろしいですか。はい、わかりました。

以上で、第２項、学校教育における「がん教育」について、３番橋井議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第３項、スマホ時代の子どもたちの対応について、１４番西山議員の質問を行います。

１４番西山議員。

○１４番（西山　優君）　スマホ時代の子どもたちの対応についてという質問をさせていただきます。

趣旨としまして、現代の小学生、中学生にとって、インターネットは日常生活になくてはならないものになっています。

その最も代表的な利用方法として、スマートフォン、通称スマホが挙げられます。

スマホの保有率は、内閣府が２０１６年１１月から１２月に「青少年のインターネット利用環境実態調査」でも、２０１７年発表されておりますが、２０１４年に比べて１０ポイント近く増加しています。

教育委員会として、スマホ時代の子どもたちの対応はどのようにお考えですか伺います。

○議長（中村武弘君）　答弁。

教育部長。

○教育部長（奥田米穂君）　１４番西山議員、スマホ時代の子どもたちの対応について答弁いたします。

少し詳細なデータを紹介したいと思います。

昨年、平成２９年４月に実施しました全国学力学習状況調査の児童・生徒質問紙調査におきまして、「携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人と約束したことを守っていますか」という質問がありました。そこで、府中町の小学６年生４５７人おりますけども、そのうち「きちんと守っている」「大体守っている」と肯定的に回答した児童が４３．７％「、守っていない」あるいは「約束はない」と回答した児童が８．３％、「所持していない」と回答した児童が４６．８％となっており

まして、小学６年生のおおよそ２人に１人は携帯電話やスマートフォンを所持し、その所持してる者のうち８２．３％は使い方のルールを守っているという回答でございました。

同様の質問を府中町の中学３年生３７９人にも質問をしておりまして、「きちんと守っている」「大体守っている」と肯定的に回答した生徒が４６．１％、「守っていない」あるいは「約束はない」と回答した生徒が２６．９％、それから所持していないと回答した生徒が２６．９％となっておりまして、中学３年生においてはおおよそ４人に３人は携帯電話やスマートフォンを所持しておりまして、その所持している者のうち６５．５％が使い方のルールを守っているという回答で、小学校の先ほど紹介しました８２．３％に比べて低い回答でございました。

こうした携帯電話やスマートフォンの普及によりまして、ＳＮＳ上のいわゆるネットいじめや個人情報等の漏えい、それからインターネット上での匿名による誹謗中傷やいわゆる炎上、さらには犯罪や有害情報に恒常的に接触する問題、それから利用の長時間化による生活習慣の破綻など、特に中学生においてさまざまな課題が生じておりまして、情報モラル教育の重要性が高まっているところでございます。

また、中学校学習指導要領におきましては、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つことや、犯罪被害を含む危険の回避など、情報を正しく安全に利用できること、コンピューターなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどが示されておりまして、情報化のいわゆる影の部分への対応として、情報モラルをしっかり教えていくということが重要であるというふうに考えております。

府中町の学校では、新入生説明会、あるいは犯罪防止教室におきまして、広島東警察署、あるいは携帯電話会社の職員などを講師に招いて、実際に事件となった事例を紹介しながら、インターネットの諸課題から子どもを守るための講演を実施したり、あるいはメールなどで人を傷つけないためのコミュニケーションスキルを指導するなどの取り組みを毎年定期的に行っているというところでございます。

また、学校において児童・生徒に指導するだけではなく、家庭や、あるいは地域における取り組みも重要であるというふうに考えております。まずは保護者が携帯電話やスマートフォンの利便性、そして危険性、これを十分に理解した上で各家庭において必要性を判断し、所持させる場合には利用に関するルールづくりを行うなど、学校、

家庭、地域が連携し、身近な大人が児童・生徒を見守っていく。そんな体制づくりを行う必要があるんではないかというふうに考えております。

引き続きＰＴＡ連合会などとも連携しながら、しっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（中村武弘君）　２回目の質問ございますか。

１４番西山議員。

○１４番（西山　優君）　アンケートの結果をもとにわかりやすく回答していただき、ありがとうございました。

さて、今回質問した内容に関連しているんですが、７月７日、くすのきプラザ大ホールで、府中町教育委員会、府中町学校ＰＴＡ連絡協議会の共催で家庭教育フォーラムが開催されます。今回のテーマは、竹内先生の新教育論「スマホ時代のこどもたちへ」と題して、兵庫県立大学の竹内和雄先生を招いて、スマホの利用方法についてみんなで一緒に考えようということで講演していただくことになっています。

教育環境は日々変わっていきます。教育委員会とＰＴＡが子どもたちの課題、取り巻く環境を考えて、勉強の場として講演会を行っている。そして、府中町ＰＴＡ連絡協議会との共催というこの家庭教育フォーラムについての位置づけについて、さらにお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　答弁。

教育部長。

○教育部長（奥田米穂君）　しっかり７月７日の家庭教育フォーラムについて宣伝をしていただきまして、ありがとうございます。

この家庭教育フォーラムは平成２４年から実施しておりまして、今回で７回目ということになります。平成２４年に残念な事件として府中町で虐待死の事件があったということで、これをきっかけにＰＴＡと教育委員会相互が教育の原点であります家庭の教育をどうしなければならないかということを共有してスタートしたということでございます。

それぞれ７回行っておりますが、いろいろとテーマはありまして、これまで虐待、しつけ、それから子育て、それから問題行動の根っこみたいなテーマで、いろんなテーマでこれまでやっております。保護者あるいは家庭のほうからのアンケートをもと

に、来年どういうテーマにしますかということを決めながら、毎年テーマを変えながら進めているところでございまして、今回兵庫県立大学竹内和雄先生の講演を行うわけなんですが、まさにこの答弁にあるようなスマホ問題について話をしていただくことになるんですけども、竹内先生の話の内容は聞いてみないとわからないんですが、これまでいろんな著書を多数出されておりまして、まずは実態をしっかり把握するということ。それから、先ほど私のほうで答弁させていただきましたが、子どもの実態に応じたルールづくり。これをしっかり子どもと一緒になって考える。そんな姿勢が大事だというような話をいただく予定になっております。

こうした話を多くの保護者に参加して聞いていただきまして、改めて携帯電話やスマートフォンの所持、あるいは使用する際の家庭におけるルールについて考えるいい機会にしていきたいなというふうに思っておりますので、まだ２週間ありますけども、しっかり周知と声かけを行って多数の参加を呼びかけていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村武弘君）　３回目の質問はございますか。

１４番西山議員。

○１４番（西山　優君）　大変ありがとうございます。今後もＰＴＡと連携していただいて、家庭教育フォーラム協力していただいて行っていけたらと思っております。これは要望としてお願いです。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　以上で、第３項、スマホ時代の子どもたちの対応について、１４番西山議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第４項、つばきバス運行経路等の見直しについて、１０番児玉議員の質問を行います。

１０番児玉議員。

○１０番（児玉利典君）　皆さん、おはようございます。１０番児玉でございます。

質問の冒頭、前回３回定例会において質問させていただきました学校トイレの改善につきまして、５月１５日の中国新聞にも掲載されておりますが、今後５カ年計画で町内の小学校のトイレの洋式化、それから体育館トイレの改修等々を行っていただくことになりました。大変ありがたく思っております。

町当局の町長初め関係部署の皆様、そして何といいましても教育長を初めとする教

育委員会の皆様に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

子どもたちや地域の皆さんが気持ちよく安心して使用できるトイレの実現に向けて、一層の御配慮をお願いを申し上げまして、お礼にかえさせていただきます。

早速でございますけども、私のほうから質問に入らさせていただきます。私のほうからは、つばきバスの運行経路等の見直しについての質問をさせていただきます。

質問趣旨でございますが、平成１５年から始まりましたこのつばきバスの運行は、民間公共交通を補完しながら利便性や快適性の向上のため、町民の皆様の通勤や通学、そして買い物、通院等で、特にお子様連れや高齢者といったいわゆる交通弱者の方に対する有効な施策として展開されてまいりました。

しかしながら、高齢化が進む北部丘陵地を中心として町内各地からつばきバスの経路の見直しや時間帯の変更等の要望があり、私も事あるごとに各種団体からの同様の要望を聞いてまいりました。

運行以来１０年以上を経過し、これらの要望を考慮した大きな運行経路の見直しはなく、住民サービスが行き届いていないことは否めません。

また、第４次総合計画にも「地域交通の利便性向上」として町内道路網を整備とあわせ、利便性の向上を図るとあります。今やつばきバスは町民にとって一番身近で、生活上欠かすことのできない事業と認識しております。

また、近年社会問題となっております、ブレーキとアクセルを踏み間違え、通学中の児童・生徒の列に突っ込んだり店舗に突っ込んだりという大きな事故につながっている状況を見ますと、大変心が痛みます。つばきバスの経路見直しをすることにより、特に高齢者の皆さんの運転免許の自主返納の一助になるとも思っております。今後の経路見直しなど、町のお考えをお伺いいたします。

質問は以下の３点でございます。

１、つばきバスの利用状況につきまして。

２、第４次総合計画に基づく現在までの計画推進状況。

３、つばきバスの運行経路の見直し等をいつまでに実施するのか。

というところについて御質問させていただきます。

以上でございます。

○議長（中村武弘君）　答弁。

総務部長。

○総務部長（坂本雅司君）　おはようございます。総務部長です。１０番児玉議員からのつばきバス運行経路等の見直しについて御答弁させていただきます。

御質問の中にありましたが、簡単につばきバスの概要を申し上げます。

つばきバスの運行は、平成１５年に始まり、今年度、平成３０年度で１５年目を迎えたところでございます。町の南北と町内公共施設を結び、ワンコイン、１００円で乗れるコミュニティバスとして、多くの町民の皆様に利用されているところでございます。

つばきバス運行経路は、イオンモール広島府中を起点に、北部は水分峡入り口や桜ケ丘、清水ケ丘団地入り口、南部は向洋駅前や柳ケ丘団地内を経由して右回り、左回り線が町内をそれぞれ１日８便、左回りの祝休日のみ７便運行をしておるところでございます。

御質問の１点目、つばきバスの利用状況を御説明いたします。

お手元の資料をごらんください。

資料にありますように、乗客数は平成２０年度以降、年間１９万人前後の数字で安定した推移でございます。平成２９年度において、乗車人数は１便当たり平均約３３人です。平成２８年度以降、乗客数が上昇傾向にあるのは、平成２８年１１月のイオンモールの増床等リニューアルや、広島駅周辺の開発、球場へのアクセス等の影響が考えられると思われます。

続きまして、２点目、第４次総合計画に基づく現在までの計画状況についてです。

平成２８年度に作成しました第４次総合計画において、つばきバスを便利で活力とにぎわいにあふれるまちづくりを基本目標とする基本施策、計画的な都市整備の推進に位置づけ、公共交通等のさらなる利便性の向上を図るものとしております。

議員御指摘のとおり高齢化については、府中町の住民基本台帳人口では、平成２０年４月には６５歳以上の総人口の占める割合が１８％であったところから、平成３０年４月には２３．７％と上昇しており、特に北部の団地で町の高齢化が顕著に進んでおります。

そのような中、住民の方のニーズに応えるため、府中町社会福祉協議会ではデマンドバス「いくでぇ号」を北部団地内に運行しております。町といたしましても、つばきバスも民間の交通機関を補完するものとして、その役割を今後ますます重要になるものと考えておりますが、現段階では一部経路の要望に対して調査検討を行うにとど

まっているというのが現状でございます。

３点目です。つばき運行経路の見直し等をいつまでに実施するのかという御質問ですが、平成３０年度、公共交通の利便性の向上を目的といたしまして、地域交通網形成計画を策定することとしております。平成２９年度に府中町公共交通協議会を設置したところですが、今後その協議会において地域公共交通網形成計画を策定する予定でおります。

その計画に基づきまして、交通ネットワークという総合的な見地のもと、街路の整備、他の公共交通機関との接続などを勘案しまして、つばきバスの運行事業の見直しをこれを受けて平成３０年度末から３１年度当初から取り組んでいきたいというふうに今予定しているところでございます。

現在につばきバスの運行は、バス事業者と協定を締結し、負担金により運営をしております。経路見直しに当たりましては、増便や時間延長が生じ、負担金の増額も考えられますので、課題を十分に把握し、安心・安全に運行ができるよう、事業者とも慎重に検討を重ねてまいりたいと思います。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　２回目の質問ございますか。

１０番児玉議員。

○１０番（児玉利典君）　大変詳しい御答弁いただきまして、まことにありがとうございます。

今の答弁の中にもあったんですけども、これ以外につばきバス以外にも、社会福祉協議会のほうで御尽力いただいております「いくでぇ」というのが今ありましたけども、これもつばきバス等々ほかの公共交通網が行き届いてないところへ補完されるもんだというふうに思っとるんですけども、これの運行頻度いいますか、日に何便とかそういったところについて、ちょっとお知らせください。教えてください。

○議長（中村武弘君）　答弁。

総務部次長。

○総務部次長（大塚圭子君）　１０番児玉議員の御質問にお答えいたします。

北部地区の団地を巡回している「いくでぇ号」についてですが、府中町社会福祉協議会が運営しております。週に４便、日に１便運行しております。

北部団地から本町四丁目、五丁目を経由してサンリブ府中店との間を往復しており

ます。曜日によりルートが変わり、月曜日は桜ケ丘、火曜日は清水ケ丘、水曜日は城ケ丘、御衣尾、金曜日は再度清水ケ丘を起点に運行しております。

対象の町内会にお住まいのおおむね７５歳以上の高齢者が無料で利用することができるとなっております。

以上です。

○議長（中村武弘君）　３回目の質問ございますか。

１０番児玉議員。

○１０番（児玉利典君）　ありがとうございます。日に１便といった、週に４便というようなぐらいの頻度ということになりますと、つばきバスのサービスに見ればほど遠いもんじゃないかなというふうに思いますので、この辺のあるにせよ要望が出とるというところは、そうなのかなというふうにもちょっと納得できるところでございます。

先ほどの答弁の中にもあったんですけども、これらを鑑みて府中町公共交通審議会、これを立ち上げられたということで、今後、平成３０年度をめどに計画案をつくっていただき、平成３１年以降で実施方向に向かっていけるような方向性であるというふうに聞いております。

これ、１０年経過しとるという話をさせてもらってますけども、なぜ今までこのような要望があるにせよ、先ほど安全性の問題も少しあったということもあったんですが、ほかのデマンド型の頻度を上げるだとかそういったところも案はあると思うんですけども、なぜその辺がちょっとできなかったのか、何が今懸案事項になっとるんかというところを最後に質問させていただきまして、要望としましては早くこういったところを解消していただくことを強く要望したいというふうに思いまして、３回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（中村武弘君）　回答。

総務部次長。

○総務部次長（大塚圭子君）　１０番児玉議員のなぜ今まで改善できなかったとの御質問にお答えいたします。

まず、つばきバスの大幅な経路の見直しは、現在の路線が利用者に定着していることもあり、道路の新設や民間のバス路線の変更に合わせ、検討していくこととしておりました。

その中で運行を始めて以降では、軽微な変更、例えばバス路線の延長ですとかバス

停の増設、移設などは行っておりましたが、昨年度においては町内会からの要望で清水ケ丘団地ですとか、青崎東の団地への乗り入れが可能かどうか、現地調査をいたしました。

調査の結果、道路の幅員や勾配、または角地や転回場所での安全性が確保できないことから、要望にお答えできなかった状況でございます。

今後もつばきバスの運行目的である町内の南北と各公共施設間を結ぶコミュニティバスとしての役割を維持し、安全な運行を確保してより多くの町民の皆様に利用していただけるよう、今年度策定予定の公共交通網形成計画により、見直しの検討を進めてまいりたいと思っております。どうか御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村武弘君）　以上で、第４項、つばきバス運行経路等の見直しについて、１０番児玉議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第５項、高齢者に投票所の新設を、８番上原議員の質問を行います。

８番上原議員。

○８番（上原　貢君）　おはようございます。これはずっと前から私が思っていることでございますが、皆さん高齢化してまいりますので、高齢者に投票所の新設をしてはどうかという質問をしたいと思います。

南保育所が廃止になるときに、周辺住民の方から、保育所がなくなってもできれば選挙の投票機能というのは残してほしいという意見があったことを私は覚えております。数人からありました。ただ、そのときはまだ次の使用目的がはっきり示されていない状況でありまして、あれから県知事選挙などもありまして、実際に選挙の投票をしてみて投票所の機能は残してほしかったなという高齢者のつぶやきが聞こえております。

先日、青崎東町内会の総会で、投票所の新設について意見が出たそうでございます。人口の多い青崎東、町内会としては最大の人口だと思いますが、や柳ケ丘では、住民の高齢化が進行しておりまして、南公民館まで行くのが結構負担になっているという意見でございます。そういった中で、青崎東の集会所を投票所にしてもらえないだろうかという意見があったそうでございます。町内会長さんからも私に、投票所に使えるスペースは集会所にあると思うけど、どうだろうかというようなお話をいただきま

した。

柳ケ丘や青崎東地区は坂が多く、アップダウンもあり、高齢者が徒歩で投票に行くときには困難な状況があります。昔は行けたのにだんだん行けなくなると、私も含めてね、そういう状況があります。そういった中で投票率アップを目指す意味でも、青崎東や坂の多い柳ケ丘地区に新たな投票所を新設すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村武弘君）　答弁。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（大塚圭子君）　総務部次長です。選挙管理委員会事務局長を兼ねております。その立場で、８番上原議員の一般質問、高齢者に投票所の新設をについて御答弁させていただきます。

まず、柳ケ丘地区の投票所は、南保育所廃止の後も建物を残し、平成２８年９月の府中町議会議員選挙までは投票所を開設しましたが、跡地については広場として整備することになったため、その場所での投票所開設が困難となりました。

代替施設として、投票区内の公共施設である府中南小学校体育館を検討いたしましたが、当該建物は学校敷地内において高台に位置し、駐車場からも坂や階段があり、高齢者の方などが容易に移動できないため、投票所としては適していないと判断いたしました。投票区の編入、再編による見直しを実施し、その結果、柳ケ丘３０番街区までは府中中央小学校、３１番街区以降については府中南公民館に変更しております。

議員御指摘のとおり、高齢化については平成３０年４月の住民基本台帳の人口で見ますと、府中町全体では７５歳以上の高齢者が人口に占める割合は１１．７％でございます。柳ケ丘地区については１８．４％と６．７ポイント高くなっております。青崎東については９．５％と若干低い数字になっております。

さて、御質問にございました青崎東集会所の投票所の新設につきましては、急な選挙が行われる場合にも確実な場所の確保や駐車場の出入り、広さが必要なことから、この集会所を投票所としては利用できないと考えております。町内の各投票区の境界線から投票所までの直線距離は、最大でも約１．２キロメートルの範囲内でありまして、町内には高低差のある地域もございますが、許容していただける範囲とし、投票所の新設については今のところ考えておりません。

一方で、全国的にも期日前投票で投票を行う方が増加している状況も踏まえ、昨年

度の衆議院議員選挙からイオンモール広島府中内のイオンホールに期日前投票所を開設いたしました。衆議院議員総選挙、小選挙区の期日前投票では、２日間の開設にもかかわらず１，５１６の投票数、これは投票の５．５％に当たるのですが、前回の投票率４７．７８％だったところを今回４８．９３％と、１．１５ポイント押し上げる原因になったと思われます。

来場された方からは、車や公共交通機関を利用できるので便利であるとか、館内のエスカレーター、エレベーターでの移動が楽であるなどのお声を聞いております。高齢者の方を含め、多くの方から今後も続けてほしいとのお声をお聞きしました。次回の選挙以降も、利便性がよく、つばきバスの発着場所でもある商業施設イオンモール広島府中内での期日前投票所をできる限り継続することにより、投票率の向上につなげていきたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　２回目の質問ございますか。

８番上原議員。

○８番（上原　貢君）　青崎東の高齢化率が９．１％でそんなに高くないじゃないかという話がございましたが、御存じと思いますけど、青崎東はマンションがたくさんあります。どんどん今できてますけど、そういうものについて若い方が入ってるということはあると思いますが、全体としてはそのマンションに入ってない人たちが問題なんですよ、要はね。

空き家がどんだけあるか。柳ケ丘、青崎東も含めてね、高いところがあいてきます。私の横もあいてますけどね。そういうことで、そのあいてる理由というのは、みんな足が悪くて買い物に行けない、もちろん投票にも行きにくいということで、マンションあるいは近くの低いところに移っていくという形で、これは府中町全体の問題でもありますよ。

だから、青崎東地区が高齢化率が低いからどうのこうのいう、そういう問題ではないと思うんですね、こういう問題は。府中町全体として高齢化は着実に進行しております。深刻な問題なんですよ、これは。いずれ皆さんも、私も皆さんも歩けなくなるし、投票所に行くのも苦しくなる。当然のことです。

だから、こういうことについて今からは、今はどうのこうのできないありますけど、将来について考えていかなければならない時期に来てると私は思うわけです。やはり

ビジョンを持つことは大事だと思うんですね。このまんまでいけるんかと。人口もいろいろ変わってます。歩けないという人も、本当によちよちしか歩けない人もある。松葉づえがあれば歩ける町長さんもおられます。いろいろ程度があるんですよ、歩ける、歩けないというのはね。困難も非常に程度があります。この間まで行けたんだけど、急に介護施設に入って動けなくなったという人もあるし、レベルがそれぞれあるんですよ。

だから、そういうことについて、イオンに期日前投票があるからこれで全部カバーできるかと、これは疑問ですよ。行ける人は行ける。車乗れる人はね。つばきバスまで行ける人は行ける。だけど、今私が言ってるのは、バスにも乗れない、非常に庭しか歩けないような人のことを言ってるわけです。こういう人について、公民館までこれまで行けたんだけど、行けなくなったよという人があるわけですね。それから、これからも生じてくる。どんどんね。こういう人に対して対策打っていかなければいけないというふうに私も思うわけです。私もここに今から住みますので、今も住んでますけど。

ということで、別に青崎東集会所が絶対あそこにないといけないというわけではありませんが、かわるものがあればそういうとこも準備していって、できれば期日前投票所もこれはできるんじゃないかと思うんですよ。期日前投票所だけでもそういうところがあれば、何か心のよりどころになるじゃないですかいうことで、府中町は投票率非常に悪いんですよ。三十何％ですから、もう本当に恥ずかしい投票率ですよ。それを改善する意味でも、予算も全部府中町が持つわけではないでしょうし、補助金である程度出るもんだと思っておりますが、そういうことも含めて期日前投票所はどうなんですか。つくれそうですか。

○議長（中村武弘君）　答弁。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（大塚圭子君）　上原議員の御質問にお答えいたします。

まず、投票所増設という考え方ですが、まず先ほど言われましたように、若い方だけじゃなく高齢者の方、いろんな方に投票に来てもらうということで投票所を増設してほしいという御要望ですが、距離だけでなく、府中町全体の有権者数のバランスも考えていかなければならないかと思っております。

まず、投票所を設置するに当たり、わかりやすい場所であるですとか、それとか投

票によっては投票箱を幾つも置く場合もございますので、安全とか公正である投票を執行するためにも、広い場所の確保が必要になってきます。今、車で投票所に来られる方も多いので、駐車場の確保も必要になってくるかと思います。

そういったことを考えながら、選挙ごとに場所が変わったりしないよう、そういったことを避けた上で投票区の範囲を決定し、投票所を設置しなければならないと考えております。

先ほど期日前投票所についても御質問がありましたが、現在３カ所で期日前投票所を開設しております。まず、区画整理事務所の隣の建物、それから府中町役場、本庁舎の中、それから前回から始めました、昨年度から始めましたイオンモールの中のイオンホール、３カ所で開設しております。

当日、投票所に行けない方について、３カ所選択肢が広がったと考えておりますので、これ以上期日前投票所をふやす予定はございません。

以上になります。

○議長（中村武弘君）　３回目の質問ございますか。

８番上原議員。

○８番（上原　貢君）　期日前投票所をつくるのは、そんなに難しいんですか。きちっとした投票所じゃなくてもそういうのをつくっていっても、そんなに難しいことではないように私は思いますよ。そんなに場所とか広い場所とかいうものは要らないだろうと思いますし、交流センターでもやってますけど、でも一番簡単につくれるのは期日前投票所じゃないんですか。イオンにつくったからって、イオンに来るのはね、足の悪い人は来ないんですよ。買い物来る人がね、サラリーマンの人が来るんであって、私が言ってるのは足の悪い、歩けない人のための期日前投票所を言ってるわけですよ。だから、イオンの期日前投票がこれにどんだけ貢献するかといったら、皆無に等しいと私は思ってるんですよ。

ということで、期日前投票所もね、もうこれ３問目の質問ですので、３回目の質問です。最後の質問になりますが、期日前投票所も含めて、高齢者対策というのをしっかり考えていただきたいと思います。本当に身近な問題になるんですよ、これは。アップダウン多いんですから、府中町はね。

ということで、町長にお伺いしたいんですが、これからもそういった高齢の方の投票に対する投票率を向上させるために、投票所のあり方、投票所とか期日前投票所と

か、そういうとこのあり方について将来的なビジョンがあればお聞かせ願って、質問を終わりたいと思います。

○議長（中村武弘君）　町長。

○町長（佐藤信治君）　今、上原議員さんの御質問にお答えしたいと思うんですが、直接的には選挙のことですから、これは選挙管理委員会が執行するわけでございまして、将来的なビジョンもまずは選挙管理委員会という執行機関がやらないけんわけです。町長部局は選挙の執行機関ではありませんので、ただ町を代表してる町長としてどう思うとるんかという御質問だというふうに理解をしてお答えしますけど、ですから、直接選挙の執行にかかわることができませんので、明確なそういうもんはありませんけど、ただ、今お話しされるように、期日前投票所は通常の投票所と同じだけ体制が要るんです。同じなんです。昔のように、昔の期日前投票じゃなしに不在者投票でしたね。ちょっと行ってぱっとこう入れる。ああいう体制でできないんですよ。投票所と同じ体制をとらないけないということでございますので、おっしゃられるのは、要するに投票所を期日前投票も同じように投票日と同じ体制にせえと、極論を言えばですよ、そんな話にもつながるんで、ちょっと少しコストかかり過ぎるんじゃないかなというふうに思います。

それから、国政選挙でかかればかかったコスト、全部国が賄ってくれるわけじゃないわけですよ。基準でもって交付が出ると。できるだけその基準の中のコストでおさめたいなというのが地方公共団体の多分選挙管理委員会の考えだろうというふうに思います。

ただ、そういうふうにしておれば、今御指摘のように高齢化社会の高齢者の方々がなかなか投票所に行けないじゃないかという御指摘は確かにそうなんで、やはりそういうことについての問題意識を持って、これから考えていく必要があると思います。

ほじゃけ、従前のやり方をずっと広げるとかふやすとかいう方法ではなくて、多様な方法をやっぱり国がしっかり考えていただいて、そういうふうなシステムをつくるとか、そういうものをしてもらいたいなという、それに対しての自治体としての対応も必要なんではないかなというふうに今は私は思っております。

ですから、従前のやり方を、数をふやすとかいうことはなかなか難しいかと思いますけど、投票の仕方のどういうんですかね、多様な方法。そういうのを日本全体で考えていかないけんのかなというふうに思いました。期日前投票もそうですから、多様

な方法の一つですから、今までなかったところ、例えば商業施設の中でやる。今まで考えられなかったことですよ。それをやはりできるようにして一歩前へ進めたと。

ただ、難しいこともあるんですよ。急に総選挙なんかあったら、そういう会場とれんのんですから。商業施設使うわけですから。そういういろんな課題を乗り越えながら、多様な方法を考えていくということが必要なんだろうと思います。

以上です。

○議長（中村武弘君）　以上で、第５項、高齢者に投票所の新設を、８番上原議員の質問を終わります。

以上で、総務文教関係の質問全部を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　ここで休憩をしたいと思います。１１時から。休憩。

（休憩　午前１０時４２分）

（再開　午前１１時００分）

○議長（中村武弘君）　休憩中の議会を再開します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　続いて、厚生関係の質問を行います。

厚生関係、第１項、災害時に必要な備蓄品の整備状況及び今後の調達計画について、１７番小菅議員の質問を行います。

１７番小菅議員。

○１７番（小菅巻子君）　災害時に必要な備蓄品の整備状況及び今後の調達計画について質問をいたします。

平成３０年４月に島根県西部を震源とする震度５強の地震が発生し、４３２棟の住宅に被害がありました。先日の新聞等で報道された南海トラフ巨大地震の経済的被害は、２０年間で１，４１０兆円になると推計されています。また、つい先日ですが、６月１８日の午前７時５８分ごろ、大阪府北部を震源とした最大震度６弱の地震が発生しています。

地震を含む自然災害は、いつ、どこで発生するかは誰にもわかりません。日ごろから災害の発生を想定し、それに備えることが必要です。府中公民館に隣接する防災広場の倉庫には、災害時に必要となる食料や毛布などが置いてありますが、備蓄品の整

備状況などについて、次の２点をお伺いをいたします。

１、町が所有する備蓄品とその数量。

２、町が必要と考える備蓄品とその数量及び今後の調達計画。

町はまだ調達していない備品で、今後調達が必要と考える備品とその必要数量を伺います。

あわせて、必要数量の考え方についても教えてください。約５万２，０００人の町民に対し、どのくらいの割合で必要数量を計算しているのかもあわせて教えてください。

また、災害により防災広場に被害が発生すると、そこにある備蓄品も被害を受けるおそれがあります。そのため、備蓄品を複数の場所に分散し、備蓄品の被害のリスクをより小さなものにすべきと思いますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（中村武弘君）　答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（金光一隆君）　１７番小菅議員の災害時に必要な備蓄品の整備状況及び今後の調達計画について御答弁させていただきます。

近年、発生確率が年々高まっている南海トラフ地震や突発的に発生する災害などに対応するため、議員御指摘のとおり、備蓄品を整備する必要があることから、当町でも備蓄を行っているところでございます。

１つ目の御質問、町が所有する備蓄品とその数量はについてですが、府中町地域防災計画の備蓄に関する計画において、食料、飲料水、生活必需品等として毛布の備蓄を行っております。

平成３０年３月３１日現在の備蓄状況は、食料としましてアルファ化米８，４００食、飲料水は５００ミリリットルのペットボトル８，８５６本、毛布は９９６枚となっております。

次に、２つ目の御質問、まず町が必要と考える備蓄品とその数量及び今後の調達計画についてですが、町が必要と考える備蓄品としまして、１つ目の御質問で答弁いたしましたとおり、府中町地域防災計画によりアルファ化米、飲料水及び毛布の備蓄の整備を行っており、その必要数量としまして、食料、飲料水は、平成２６年４月発行の府中町総合防災マップ作成時に算定いたしました被害想定調査結果によって、一時避難者想定人数約１万３，５００人のうち、そのまま避難所にとどまる避難者は中央

防災会議が示す避難所生活者率６５％の約８，８００人となります。府中町地域防災計画では、この避難所生活者の方に救援物資が届くまでに必要な２食分を備蓄する計画としており、１万７，６００食が必要数量となります。

なお、町で備蓄する数量は、このうち半分の５０％の８，８００食とし、残りの半分５０％は町内の企業等と災害時における生活物資の供給について協定を結び、災害時の食料品の確保を行っているところでございます。

災害用毛布につきましては、町内８０世帯の住宅が滅失した場合には、災害救助法の適用により、国からの援助をいただくことになっておりますが、それまでの準備として８０世帯の３倍、１世帯２．５人で計算しました６００枚を災害用毛布の必要数量としておりましたが、現在その目標枚数に達したことから、想定避難所生活者数と同数の８，８００枚を目標として取り組んでいるところでございます。

今後の調達計画についてですが、食料はアルファ化米のほかに乳児のための粉ミルクや紙おむつなど、その他衛生用品についても必要数量を今後定義し、備蓄を行ってまいりたいと考えております。

次に、防災備蓄倉庫の被害リスクを回避するため、備蓄品を複数の場所に分散することについてですが、議員の御指摘のとおり、リスク分散は必要な取り組みと考えております。現在、避難所となっている２カ所、南交流センターと府中北小学校の体育館において、少量ではございますが備蓄している状況でございます。

今後も避難所に備蓄品を分散して配置する取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　２回目の質問ございますか。

１７番小菅議員。

○１７番（小菅巻子君）　答弁ありがとうございました。備蓄品のことなんですけど、さっきも申しましたけど、やっぱりいつ、どこで、どういうふうに起きるかわからないという災害なんですから、やっぱり備蓄などは前倒ししてやっぱり整備をしていただきたいと思いますし、毛布なんかもその時期にもよるんでしょうけど、夏だったらそんなに毛布も必要性を、必要は必要でもそんなに枚数がっていうところでもないのかもしれませんけど、やっぱり寒いときになったら、すごく毛布が１枚では足りないような感じでもって難民の人たちが生活をなさってる姿を見るんですけど、そういう

ことも考慮してやっぱり考えて備蓄をしていただきたいと思いますし、もう一つは分散してっていう意見を述べましたけど、やっぱり南と北のほうに、北のほうは１つ公民館のそばにあるからいいとして、南にも１つ倉庫を設けて、安心・安全の確保をしとかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですね。

その辺のことをちょっとお伺い、そういうことに対してはどういうふうに思っておられるのかもお聞きしたいし、それといろいろと食料なんかも考えてくださってるようですけど、本当に食べる物がない、飲み物がないというようになったときには、もう住民の人たちの要望に応えるということは大変なことなんだというふうに思いますけど、その中で今の報告を聞かせていただく中で、アトピーの子どもさんとか親とか、そういう食に対してどうしても普通食では受け入れることができないような人たちに対しての配慮もなされているのかどうかというところも教えてほしいし、それとどうしても在庫を抱えてれば賞味期限っていうのはついて回るもんだというふうに思うんです。だから、そういう賞味期限が来たものに対しては、どういうふうになさっているのかっていうこともあわせて聞かせてほしいと思います。

○議長（中村武弘君）　答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（金光一隆君）　まず、１点目の備蓄倉庫の増設についての御質問であったと思うんですけど、備蓄倉庫については今御存じのとおり、府中公民館の隣にある防災倉庫があるんですが、今後小・中学校においては生活避難所となりますので、そういったところには備蓄倉庫を置いて、すぐ避難所に備えた備蓄をしていきたいいうところの検討を進めてまいりたいと考えております。

２つ目のアトピーとかアレルギーに対してどういう形で今後していくかという話なんですが、これについては今後そういった方についても、食料等の配慮したものについては考えて備蓄をしてまいりたいと考えております。

もう一点が、今備蓄したものについてどういう活用していくかいう話なんですが、これは今も行っておるんですが、防災訓練等地域の自主防災会等で訓練される際に、賞味期限が切れる前にそれを使って防災訓練に活用していっているところでございます。

以上です。

○議長（中村武弘君）　３回目の質問ございますか。

１７番小菅議員。

○１７番（小菅巻子君）　いろいろと町民に人たちのために工夫をしながら取り組んでいただいてるということは理解させていただきました。

ないにこしたことはないんですけど、もしそういうことがあったら本当に大変なことだなというふうにして思うわけですけど、町民の人たちが本当に、町長がよくおっしゃる、また行政の皆さん、また町民の方がよくおっしゃられる、安心して暮らせる住んでよかったっていう町になっていくためにも、ぜひ毛布などももう少し考えていただいて、備蓄なども、私は店舗、商店と契約しているから、イオンモールさんとかいろんなスパークさんとか、いろんなところで契約をしていただいてるみたいですけど、いざそういう人たちが完全に食料を確保してもらって優先的にこちらに流してもらえるのかどうかっていう不安もありますし、また町民の人たち、町民の人たちじゃない人たちでも、やっぱりいざとなったらぱっと買い物に行ってるような姿を見ると、やっぱり店舗だけで確保するということ、抱え込むということは難しいんじゃないかなという一抹の不安も考えます。

だから、より安心して町民の方たちが暮らせるような形の取り組みをこれからもお願いしたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（中村武弘君）　以上で、第１項、災害時に必要な備蓄品の整備状況及び今後の調達計画について、１７番小菅議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第２項、障がい児に係る放課後等デイサービス事業について、２番木田議員の質問を行います。

２番木田議員。

○２番（木田圭司君）　障がい児に係る放課後等デイサービス事業について質問をさせていただきます。

皆さん御承知のとおり、６月１０日付新聞報道等によりますと、全国で約１７万人の障がい児さんが放課後や休日に通う放課後等デイサービスをめぐり、多くの施設で事業者の経営が悪化する見通しであることが判明しましたと掲載されています。

要因として、施設に支払われる報酬が４月に改定された影響で減収が予想され、事業者団体のアンケート調査では２割が「廃止の危機にある」と回答をしています。

私の知人も広島市内で２カ所事業所、１カ所１０人程度の事業所をやっております。

利用者数等々多少の違いはあるんですけど、３月までと同じことをして４月からは約２カ所で６０万円の減収となるということで、これは実際は４月分、４月からですから、国からお金が入るのが多分今時期になるんだろうと思います。ですから、今からこれを心配してる。赤字のとこも含めて、そういうところがたくさん出てくるんじゃなかろうかという心配をいたしておるわけでございます。

そこで伺います。

１つ、町内の放課後等デイサービスの施設数と受け入れ可能人数はどのくらいでしょうか。

２つ、平成２９年度放課後等デイサービス事業の利用実績（延べ人数、実人数、事業費等）はどのようになっていますか。

３つ目として、町内の事業所で、新聞報道のように報酬改定の影響等により、廃止のおそれがある事業所の有無について、町は把握されておられますか。

また、仮に廃止となった場合の町の対応はどのようになるでしょうかという質問でございます。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君）　２番木田議員からの障がい児に係る放課後等デイサービス事業についてという御質問に御答弁申し上げます。

まず最初に、放課後等デイサービスとは、学校通学中の障がい児が放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うもので、児童福祉法に定められています。

対象者は、幼稚園、大学を除く学校教育法に規定する学校に就学している障がいのある児童で、多くの小学生のほか、中・高校生も利用しております。

平成２４年度に制度化されて以降、全国で急速に広がり、施設数は全国で約１万１，０００カ所、利用者数約１７万人、広島県では平成３０年２月現在で６，４１７人が利用するなど、障がいのある児童の貴重な居場所として大いに利用されております。

その一方で、障がいの軽い子だけを預かったり、ＤＶＤを見せるだけで本来の訓練をしなかったりする問題も全国で増加しました。

国では、このような状況に対する防止策として、４月に子どもの障がいの重さや専門職員の配置状況に応じた報酬額に改定しております。

議員御指摘のとおり、障がいのある子どもの放課後保障全国連絡会が４月から５月に実施しましたアンケートによると、１９．５％、全体の約２割が「施設の廃止の危機にある」と回答されております。

それでは１点目、町内の放課後等デイサービスの施設数と受け入れ可能人数はどれくらいですかの御質問についてですが、町内には１０施設あり、全て県の指定を受けております。内訳は、株式会社が３施設、有限会社が４施設、ＮＰＯ法人が３施設となっております。

受け入れ可能人数ですが、障がいの程度や職員の配置状況、小・中・高生の割合等により異なりますが、１施設１日当たり定員数約１０名であるため、１０施設ありますので、全施設合わせるとおおむね１日当たり１００名の児童が利用可能となります。

続いて２点目、平成２９年度放課後等デイサービス事業の利用実績はどのようになっていますかの御質問についてですが、平成２９年度は町外の施設利用も含めて、延べ人数１万９５０人、実人数は９９人となっております。内訳は、小学生５５人、中学生２６人、高校生１８人です。

事業費等は約１億２，２００万円。内訳は、公費１億１，８１７万９，９７３円、利用者負担４０１万５８１円で、公費の負担割合は国２分の１、県４分の１、町４分の１でございます。

利用者負担額については、保護者の所得に応じて月額の利用上限額が異なり、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は利用料無料となっております。そのほか、おやつ代、教材費などは別途必要となります。

続いて３点目、町内の事業所で新聞報道のように報酬改定の影響等により廃止のおそれのある事業所はあるかどうかについて、町では把握されておりますか、また仮に廃止となった場合は、町の対応はどのようなものですかという御質問についてですが、放課後等デイサービス事業は広島県が所管であり、指導監査も県が実施しているため、町においては経営状況に関する詳細な情報はございません。そのため、新聞報道後、町内の全事業所１０事業所に電話照会を行い、経営状況について聞き取りを行いました。

結果といたしましては、このたびの報酬改定により収入が２０％程度減額となった

という事業所が多くありましたが、当面廃止はしないということでした。

また、報酬改定について一定の理解を示されており、もっとＰＲして利用者をふやしていきたいという前向きな意見もいただきました。

今後も県と調整しながら、事業所の情報把握に努め、仮に廃止となった場合には町内の事業所へのスムーズな移行及び町外施設の利用も含めて対応し、障がいのある子どもたちの居場所がなくなることがないよう、努めてまいります。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　２回目の質問ございますか。

２番木田議員。

○２番（木田圭司君）　御答弁ありがとうございました。今の答弁の中で、２とか３の部分ですかね。町外の事業所も利用ができるというお話があったと思います。もし町内で廃止とかいうことがあれば、中でスムーズに移行したいというお話もあったと思うんですが、そうはいっても定員の関係とか廃止の関係もあって、なかなか。何カ月間かの猶予期間はあると思いますけど、定員の変更とかいうことになって、簡単ではないと思うんですが、質問としては今町外でどれぐらいの人がどの辺まで通われているのかと、またその場合の移動支援はどのようになっておられるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中村武弘君）　福祉課長。

○福祉課長（倉﨑誠一郎君）　ただいまの木田議員の２つの質問についてお答えいたします。

まず１点目、町外の事業所では、実際どこまで通っておられる方がいるのでしょうかについてですが、平成２９年度実績では町外の事業所に通ったのは、施設は全部で３１施設あります。多いところでは広島市東区と南区にそれぞれ８施設通所しておられます。残りは広島市中区や海田町などの施設にも通っておられます。

続いて、２つ目の質問、その場合のお子さんの移動支援はどのようになっていますかについてですが、施設から自宅への送迎を行う事業所においては、送迎加算というものがありまして、子どもたちを移送する際に１回当たり約６００円、往復で１，２００円を加算して支払うようになっております。送迎費用のうち９割部分が公費で支払われますので、保護者等の実費負担はそのうちの１割ということになります。

以上です。

○議長（中村武弘君）　３回目の質問ございますか。

２番木田議員。

○２番（木田圭司君）　ありがとうございました。課長と部長のところにお手紙を持っていったと思うんですけど、先ほどございましたように高校生まで、そこから今度６４歳までが今度は障がい者さんと、６５歳以上は高齢者さん。同じ方がそういうふうになっていくんだろうと思います。今回は障がい児さんという言い方をしてますけど、大きくなられていけば障がい者さんということになりまして、当然障がいを持った方も、住みなれたこの府中町にずっと住み続けたいという思いを持っておられる方がたくさんおられると思います。

そういう方、福祉の郷等もありますけど、聞くところによると余り利用状況もよろしくないということで、障がい児さんに限らずこの子たちもいずれ大きくなっていくわけですから、そういう観点でこの府中町内にグループホームですね、等があれば対象と定員、場所を教えてください。

また、ショートステイ。これも一応形的にはあるんだと思うんですけど、利用実態等々わかれば教えてください。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　福祉課長。

○福祉課長（倉﨑誠一郎君）　ただいまの２つの質問についてお答えいたします。

まず１点目、グループホームについてなんですが、町内にありますでしょうかということなんですけども、町内には１カ所、本町地区に障がい者のグループホームがあります。ことしの２月に開設いたしました。運営は民間事業者で、４名の定員で、入所対象者は全て男性となっております。現在、入居者は３名であるため、１名の入居可能であるというふうに伺っております。

続いて、２つ目の質問、町内のショートステイの状況についてということだと思います。町内には１カ所、浜田地区に社会福祉法人が運営する障がい者のショートステイ事業があります。昨年度の利用実績ですが、利用の実人員が２９名、年間利用延べ日数が４４５人となっております。１回当たりの利用日数は、皆さん大体多いのが１泊２日というのが一番多くなっております。

以上です。

○議長（中村武弘君）　以上で、第２項、障がい児に係る放課後等デイサービス事業について、２番木田議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第３項、観光資源の活用と町特産品の開発について、１２番西議員の質問を行います。

１２番西議員。

○１２番（西　友幸君）　まず最初にちょっとお願いしときたいんですが、まず職員の方の回答について、できることはできる、できないことはできない、どうしてできないのかという理由を述べてまず回答いただきたいと思います。

それでは、ちょっと水分峡の観光資源の活用と特産品の開発についてお願いします。

府中町は全国でも人口の多い町ですが、将来において人口が減少するという推計もあり、地方創生総合戦略を立て、諸施策に取り組まれていると思います。町の魅力をもっと発信し、多くの方に町のいいところを知っていただくことも、人口減少の対策の一つであると思います。

町には観光資源が少ないと言われていますが、水分峡の森林公園、多家神社、出雲大社を初めとする文化財など、多くの魅力があると思います。さらには、再来年には出雲大社さんが神楽殿いうてつくりまして、神楽が府中町で見れるようになります。これも多分府中町では珍しいことで、よその町からも見に来られると思っておりますので、そしてその中でもとりわけ水分峡は、都市化された町に隣接する緑豊かな憩いの場であり、町民の皆様に愛されている景勝地です。この水分峡という観光資源を有用に活用できないでしょうか。

私は以前、町のＰＲをするため、水分峡の水を利用した商品開発を考えたことがあります。こうした資源の活用をし、特産品を生み出すのも一つの方法です。

そこでお尋ねします。町をＰＲする上で水分峡の観光資源をどのように考え、今後どのように活用されていこうと考えられていますか。例えば私、簡単な案ですが、例えばプールの滑り台ですね。これ、例えば５０メートルとか１００メートルのつくったら、あっちこっちから府中町に来てみる思うんですよね。水分峡にですね。これ私の仮の案なんですが、そういったもんもやってみてはどうなんかと、町をＰＲするためにですね。と考えています。

また、新たな特産品の開発について何か考えはありますか。例えば、府中町は水がすごくきれいだと言われてるんです。電大の水博士も出雲大社の水が一番きれいだという本も出されています。この点を利用する方法も考えられます。これは例なんですが、いろんなことが考えられるんですが、どういうアイデアを考えて府中町をＰＲで

きるか、真剣な回答いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（金光一隆君）　１２番西議員の観光資源の活用と町特産品の開発についてに御答弁させていただきます。

近年、多くの自治体が抱える少子化を背景とした人口減少問題対策については、当町においてもまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げるさまざまな施策のほかに、シティプロモーションやフェイスブックなど、町の魅力発信事業として取り組んでいるところでございます。

また、町の重要な観光資源として、水分峡森林公園や史跡等文化財などを紹介する府中町観光マップを作成して、町内外の情報発信拠点に配架し、ＰＲを行っていますが、知名度の向上に向け、今後も町の魅力を発信する取り組みが必要であると感じております。

それで、１つ目の御質問、水分峡の観光資源をどのように考え、今後どのように活用されていこうと考えられているのかについてですが、水分峡森林公園は、蛍、ギフチョウ、モウセンゴケなどの希少生物が生息し、桜やもみじの木々、清流、そして草摺の滝など景観にも恵まれており、また市街地からも近い場所で気軽に散策できるとともに、眺望もすばらしいという特徴を持った観光資源と考え、この特徴を生かした水分峡森林公園再整備計画を本年３月に策定し、豊かで貴重な自然の維持に努めるとともに、駐車場、多目的トイレの整備、観光案内板の設置など施設整備を進め、身近な憩い、自然系レクリエーションの拠点として、利用者の増加に向けた取り組みを続いてまいりたいと考えております。

今後は、利用者の増加を見据え、町内経済の活性化にもつながるような仕組みについても研究していきたいと考えております。

次に、２つ目の御質問、新たな特産品の開発について何か考えはあるのかについてですが、これまで府中町を代表するものとして、「きになる椿」「餅栗ケーキ」などの洋菓子がありましたが、製造協力していただいていた洋菓子店が府中町から撤退したため、現在は製造、販売はしておりません。そのため、府中町の特産品と言えるものは、府中白そばしか今ないという状況となっております。

今後の取り組みとしまして、４月の各常任委員会における町長報告で説明いたしま

した神武東征の道として、神武天皇にゆかりのある自治体で構成する日本遺産認定推進協議会に参画し、日本遺産認定に向け、取り組んでまいります。

この日本遺産に認定されれば、国内外へ広く情報発信され、当町の観光事業を初め、町の魅力発信事業においても大いにＰＲできるコンテンツになるものと期待しており、この神武東征の道の日本遺産認定の動向も踏まえた町の魅力発信につながる特産品の開発については、府中町商工会や府中町観光協会などの団体と協議を進め、商品開発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　２回目の質問ございますか。

１２番西議員。

○１２番（西　友幸君）　今、何か水分峡のそういった機構か何かつくられてやられてるということなんですが、私は現状のままでは本当あんまり変わらないと思うんです。

例えば、他町があっと驚くような、もう府中町行ってみたらこういうすばらしいのがあるんだよということをやらないと、今のままで少々手を加えたけいうて、そんなに人がようけ来るとかいうことは私は考えておりません。先ほど言ったように１００メーターのプールの滑り台をつくるとか、あっと驚くようなことをやらないと私は難しいと考えてます。

それと、特産品についてなんですね。私、この前総務委員会の後ちょっとにしき堂さんに行って、ちょっと府中町ツバキですので何かつくれないかねということで言っとったら、もう海田町が先に言っとるんですね。そういう動きをよその町はしよるんですよ。府中町からは何もそういう動きないわけですよ。かなり他町と考え方が府中町おくれてるんじゃないかと思うんですよ。

特産品も、水でも商工会多分つくってくれると思ってますけど、現実、町としてはつくらないですよね。できないんかもしれないんですが、やればできるんじゃないかと私は思っとるんですよね。水質検査もちゃんとしてありますので、そこら辺を早急にできるところから手がけてやっていただきたいと思います。

これはそういう要望で終わらせていただきます。答弁ありがとうございました。

○議長（中村武弘君）　以上で、第３項、観光資源の活用と町特産品の開発について、１２番西議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第４項、民泊への府中町の対応について、１８番力山議員の質

問を行います。

１８番力山議員。

○１８番（力山　彰君）　では、質問事項、民泊への府中町の対応についてお聞きします。

質問趣旨、個人の住宅などを使用する宿泊事業（民泊サービス、住宅宿泊事業）について一定のルールを定めた住宅宿泊事業法が、平成３０年６月１５日から施行されました。民泊事業者が民泊の営業を始めるには、広島県知事に届け出て許可を受けることが必要で、知事の許可がおりれば営業可能となります。

民泊事業対象がマンションである場合は、マンションの管理組合に民泊を禁止する意思がないことを確認した書類の提出が必要ですが、一般住宅の場合は、そのような条件はついていません。

府中町内に民泊を行うという建物があり、近所に住む人たちは、「民泊が始まれば、言葉も通じない不特定多数の人が出入りすることになり、治安が不安」「静かな住宅地なのに、宿泊者が騒いでうるさくならないか」など、いろいろと心配されています。これまで各地の民泊で生じた問題が、テレビ、雑誌などで詳しく報道されているので、心配されるのも無理はありません。

そこで、次のことについて町の考えを伺います。

１、住宅宿泊事業法が施行された後、広島県に何件の届け出があったのか。その中に府中町に関係するものは何件あったのか。

２、民泊許可は県知事が行うとなっていますが、その中で府中町の関与や許可を必要とするものはないのか。

３、民泊事業者が民泊を始める場合、一般住宅地であってもマンションと同様に、地元の意思確認を必要とすべきではないのか。

４、民泊事業者の責任者、連絡先など、必要事項は広島県から府中町に連絡があるのか。ないのであれば、府中町は把握できるのか。

５、民泊が違法なく営業されているかの検査はどこが行うのか。また、検査の頻度はどの程度か。

６、宿泊者が夜中に騒ぐ、ごみを散らかすなどの問題が生じた場合は、府中町はどのように対応するのか。また、その場合の担当部署はどこか。

以上についてお聞きします。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（金光一隆君）　１８番力山議員の民泊への府中町の対応についてに御答弁させていただきます。

いわゆる民泊についてですが、法令上の明確な定義はありませんが、住宅の全部または一部を活用して宿泊サービスを提供することを一般的には民泊としており、近年急増する訪日外国人観光客の多様な宿泊ニーズへの対応や空き家の有効活用といった地域活性化の観点から、民泊に対しての期待が高まっております。

その一方で、地域住民とのトラブル防止に留意したルールづくり、無許可営業への対応などが問題視され、より健全な民泊サービスの普及を図るため、平成２９年６月に成立した住宅宿泊事業法が本年６月１５日から施行され、住宅において宿泊料を受けて年間１８０日を超えない範囲内で人を宿泊させる場合は、都道府県知事への届け出が必要となっております。

１つ目の御質問、住宅宿泊事業法施行後における広島県への届け出件数と、そのうち府中町に関係する件数についてですが、６月１５日の法施行時点での広島市を除く広島県内の届け出件数は１９件で、そのうち１１件が受理されております。また、このうち府中町関係分の届け出はありません。

次に、２つ目の御質問、民泊の許可に府中町の関与や許可を必要とするものはあるのかについてですが、広島県に届け出を行う際に、府中町の関与や許可を必要とするものはありません。ただし、この届け出に際し、他の法令に基づく手続が必要となる場合があり、消防法適合通知書の申請や下水道法などの手続などは、府中町の各担当部署において申請等を行う必要があります。

また、広島県では民泊事業を開始する事業者に対し、ごみ出し等で苦情が出ないように、住所地の自治体の担当窓口に行き、説明を受けるよう助言を行っております。民泊事業者が町窓口に相談に来た際は、ごみの正しい出し方など地域のトラブルがないよう、防止について周知を徹底してまいります。

次に、３つ目の御質問、民泊を始める場合は地元の意思確認を必要とするべきではないかについてですが、事前に地元の同意を必要とすることについては、一般住宅の場合、法律上は必要事項となっておりません。ただし、事業開始の届け出が提出された際は、広島県と連携して近隣住民への事前説明と事業開始後のトラブル防止に努め

るよう、事業者への助言を行っていきたいと考えております。

次に、４つ目の御質問、民泊事業者の責任者、連絡先など、広島県から連絡があるのか、ないのであれば、府中町はどのようにして把握できるのかについてですが、広島県に府中町所在の民泊の届け出が提出されても、当町へ直接の通知はありません。ただし、２つ目の御質問で回答いたしましたとおり、事業の開始に当たり、府中町の関係部署への手続が必要な場合がありますので、必要に応じ、担当部署から情報提供を受けるなどをし、民泊事業の情報を把握することが可能と考えております。

次に、５つ目の御質問、違法営業に関する検査はどこが行うのか、その検査の頻度はどの程度かについてですが、民泊の違法営業に関する検査や指導等は、広島県の食品生活衛生課が行います。

検査の頻度については定期ではなく、所在の市町や住民からの通報があった場合には直ちに現地検査を行い、必要に応じて事業者への指導を行うとともに、改善されない場合は業務改善命令や営業停止処分が行われます。また、悪質なケースにおいては、警察への告発も行うこととされています。

次に、６つ目の御質問、騒音やごみなど問題が生じた場合、町の対応とその担当部署はについてですが、町の担当部署としては生活環境部になります。住民の方から通報等があった場合は、広島県食品生活衛生課と連携し、適切に対応してまいりたいと考えています。

議員御指摘のとおり、民泊施設が町内に設置された場合、その近隣住民の方にとっては騒音やごみ問題等、トラブルについて不安を感じられることと思います。また、宿泊者が外国人の場合、言葉や文化の違いについても苦慮されることが予測されます。民泊事業者に対する指導等の権限は広島県となっておりますので、府中町としても県と連携し、民泊事業者に対し、近隣に迷惑をかけないよう徹底した管理体制を求めるとともに、徹底されない場合は県に行政処分を求めるなど、近隣住民の方の安心・安全な生活確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　２回目の質問ございますか。

１８番力山議員。

○１８番（力山　彰君）　答弁ありがとうございました。それで、質問事項１の中で、府中町はゼロ件ということでございました。これ実際に私が聞いてるのは、ある建物

が布団を一生懸命たくさん干しよるんで、どうされたんですかということで聞きますと、民泊をやろう思うとるんだと、だから干しよるんだということでございます。ここは住宅地で静かなところでございまして、それの中にいきなり大勢の方が入ってこられるいうようなことになりますと、近所の方は子どもを家の外で遊ばすんが怖いと、すぐそばの方はですね。また、挨拶しても挨拶が返ってこないとか、いろんな不安を持っておられるわけです。

というのは、その泊まられる方は不特定多数の方で、どんな性格を持っておられるかわからない。いい人か悪い人かもわからない。そんな中でふだん出入りされると、同じ人がずっとそこへ住むならば自然にわかってくるとは思うんですが、そうでない場合、１日、２日の場合は、もう怖いということを実際に言われてます。

そこで、府中町は申請はゼロということだったんですが、消防署に検査を依頼された件数があるやに聞いておりますが、それは何件か、どこかといったことを教えていただきたいと思います。

そして、許可を申請するのは広島県に申請するということで、府中町の許可を必要とするものはないということでございますが、実際に届け出書の中に添付する資料として、消防法に適合しているかとか、非常用照明器具の設置方法及び火災の安全装置がやられてあるかとか、水質汚濁防止方法を満足してるかとか、食事とか、いろいろな関連法があるというふうに聞いてます。その中で一番見やすいのが消防法だとは思います。

そこで、先ほど言われました府中町には連絡がないが、把握する手段はあると。それは、消防法に適合してるかどうか、施設が適合しているかどうかの検査依頼が来るので、そのとき把握できますということで把握はできることはわかりましたが、消防署と環境部の連携を確実にする方策。聞かなければ答えがないというんじゃ困る。そこは連携して情報をお互い交換できるようなシステムづくりをあらかじめ考えていただけないかということでございます。

それと、皆さんが本当に心配しとるのは、子ども、静かなところへぽんと来られて、気持ち悪いと、不安だというようなことになりますので、できるだけ来ていただきたくはないんですけども、そういう中で住宅地、第１種住宅地とか第２種住宅地とかいろいろとあるんですが、こういったところの制限は本当にできないのかどうか。

また、国に対してそういったところへ民泊はできないようにしてもらえないかとか、

そういった要請はできるのか、できないのか。マンションの場合は、新聞、テレビでえっと騒いでましたから、マンションについては許可が要るよと、確認が要るよと。そして、マンションに住んでおられる方の意思の確認が必要だということで、そこは決まったわけです。ただ、一般住宅については、まだそういった問題がまだ起こってない。だから、そういったものを盛り込まれてないと思うんですよ。そういったものをできるだけ盛り込んでいただくように働きかけをしていただけないかということでございます。

いずれにしても、静かなところに知らん他人がぽんと入ってきたら、子どもを家の前で遊ばせよったのが、もう外へ出たらいけんとか、親が必ずついて出んにゃいけんとか、そういう事態にならないように、安心を与えるということをお願いします。

それと、問題が起こった場合には通報していただければ、それに応じて対応しますという、県と連携して連絡しますということではあったんですが、これをやっぱり手続をしっかりして、そういったシステムづくりをお願いしたい。

それと、先ほど県からの連絡はない、消防署からつかめるということではあるんですが、県からの連絡もしっかりとれるような形、申請があったら申請がありましたよというふうな、相互に自然にそういった連絡が取れるようなものを構築していただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村武弘君）　答弁。

予防課長。

○予防課長（新宅和彦君）　先ほど力山議員から御質問があった３点について御答弁させていただきます。

まず、１件目なんですが、宿泊事業法施行に伴い申請があったかどうかなんですが、１件ございます。場所にあっては山田地区でございます。

あとは、他部署の連携でありますが、消防法令適合通知書の申請がありましたその都度、生活環境部のほうに連絡をさせてもらって、連携を図っていきたいと思います。

また、県のほうとの連携なんですが、県のほうはホームページで確認してくださいという方向になっていますので、県からの情報はホームページで確認していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村武弘君）　町民生活課長。

○町民生活課長（岩﨑雅男君）　力山議員の御質問のうち、住宅地への制限など国への要請をしてほしいというようなことがございましたが、ちなみにこちら条例で、これは県の条例になりますけれども、生活環境の悪化等を防止するために、合理的に必要と認められる範囲で都道府県条例において事業期間等の制限ができるというものはございます。ただし、これまで県の担当課、県のホームページのほうで確認したところ、広島県においては、今のところそういった動きはないというふうに聞いております。

それと、一般住宅についても近隣住民の方の許可を必要とすべきではないかというようなことはを今後、県、国へ要望してほしいということがございましたが、これについては町としてどういった方法がとれるのかについて、ちょっと検討させていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（中村武弘君）　３回目の質問ございますか。

１８番力山議員。

○１８番（力山　彰君）　もう長くなりますので、これで終わります。

住民の方が本当に安心して暮らせるように、ぜひ努力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　以上で、第４項、民泊への府中町の対応について、１８番力山議員の質問を終わります。

以上で、厚生関係の質問全部を終わりました。

ここでお諮りいたします。

本日はこれをもって延会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とし、次回は６月２６日午前９時３０分から会議を開きます。御苦労さまでした。

（延会　午後０時０４分）